

平成 26 年 3 月 26 日

学校支援作業部会 第 7 回

1. 開 会
2. 協 議
 - (1)PTA・育友会での意見について
 - (2)会費について
 - (3)その他
3. 次回日程と協議事項について
平成 26 年 月 日 () 19 時 00 分～20 時 30 分
4. 閉 会

2. 協議

(1) PTA・育友会での意見について

①各 PTA・育友会での意見について

②意見を受けて見直しが必要な点について

(2) 会費について

①前回会議内容

(ア)会議・手当費

- ・基本線として、行事实施前に、本部役員と担当専門部代表による会議を持ち、その後専門部で会議を開催してもらう。
- ・本部役員、地区役員、学級役員全員による会議の場も持つ

(イ)旅費について

- ・各会で旅費規定があるようなので、取り纏め、資料を提示

(ウ)負担金について

- ・地区 P、県 P の負担金について、いくらになるのか示す。

(エ)活動費について

- ・専門部毎に活動内容を取り纏めた資料を再度提示
- ・共通の部分とそうではない部分を確認して、活動を考える必要がある。

(オ)教育振興費について

- ・教育に利用する方法や活用場面等があれば、提案してほしい。

(カ)慶弔費について

- ・共通できるところは共通化していきたい。
- ・各会の制度を調べ、提示。

(キ)その他

- ・4つの組織が1つになるので、活動費も4分の1にならないのか。行事や活動を具体的に考えていく

②本会協議内容

(ア)会議・手当費（別紙参照）

(a)会議内容の精査

(b)役員手当、酬労費等 → 必要 ・ 不要

(c)手当等の妥当な金額はいくらぐらいか。

(イ)旅費

(a)各会の旅費規定状況

(b)参考：条例及び規則、運用の積算基準

項 目	内 容
基本	最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算
旅費の種類	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料
自家用車の計算方法	37 円／k m
日当	町民の方の場合 1,800 円
宿泊料	県内 8,800 円、県外 10,100 円

(c)旅費の規定化 → する ・ しない

(d)公共交通機関 → 実費 ・ 一律定額

(e)自家用車は距離を基準に積算 → する ・ しない

(f)(e)で「する」とした場合、1 kmあたりの単価はいくらにするか。

(g)日当は → 必要 ・ 不要

(h)「日当は必要」とした場合、半日/1日の区分を → 設ける・設けない

(i)宿泊料は → 必要 ・ 不要

(j)「宿泊料は必要」とした場合 → 実費 ・ 一律定額

(ウ)負担金

(a)現在

- (b)新校
- (エ)活動費
 - (a)現在の各会専門部・委員会活動状況
別紙のとおり
 - (b)活動内容の精査（必要な活動、不要な活動、追加する活動等の確認）
 - (c)活動に必要な費用（どのようなことに必要なのか）
- (オ)教育振興費
 - (a)教育振興費の定義
学校教育の内容充実を促進することを目的とし、校舎施設の改善と充実、
教具資料や図書の内容充実、部活動への助成等を行う。
 - (b)現在
 - (c)教育振興費の導入 → 必要 ・ 不要
 - (d)導入する場合、投資する対象はなにか。
- (カ)慶弔費
 - (a)現在の慶弔規定
 - (b)慶弔規定の設置 → 有 ・ 無
 - (c)表彰の規定を設置 → する ・ しない
 - (d)表彰の対象に児童生徒を → 含める ・ 含めない
（参考：玄海町教育委員会表彰規程第5条（善行表彰）第3号「町民の模範
となるような善行をした者」を表彰
佐賀県善行児童生徒表彰（県教育長表彰）において「佐賀県内の国
公私立の学校に在籍し、善行により他の児童生徒の模範となる行為
をした児童生徒又は児童生徒で構成された団体を表彰）
 - (e)表彰の対象に会員を → 含める ・ 含めない
 - (f)金額の設定 → する(他自治体 PTA 調査) ・ しない(都度)
 - (g)死亡の場合の弔慰規定を設置 → する ・ しない
 - (h)弔慰の対象に児童生徒を → 含める ・ 含めない
 - (i)弔慰の対象に会員を → 含める ・ 含めない
 - (j)金額の設定 → する(他自治体 PTA 調査) ・ しない(都度)
 - (k)怪我・入院治療の見舞規定を設置 → する ・ しない
 - (l)お見舞い対象に児童生徒を → 含める ・ 含めない
 - (m)お見舞い対象に会員を → 含める ・ 含めない
 - (n)お見舞い対象を会の活動に → 限定する ・ 限定しない
 - (o)金額の設定 → する(他自治体 PTA 調査) ・ しない(都度)
 - (p)教職員離任退任記念品贈呈の規定を設置 → する ・ しない